

加古川ソフトボール協会規約

第1章 名称、事務所及び組織

第1条 本会は、加古川ソフトボール協会（以下「協会」という。）と称する。

第2条 協会は、事務所を加古川市内に置く。

第3条 協会は、協会に登録された審判員、記録員及び協会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 協会は、(財)日本ソフトボール協会に兵庫県ソフトボール協会を通じて加盟するとともに加古川市体育協会に加盟し、加古川市におけるソフトボール競技の普及振興を図り、併せて市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第5条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加古川市におけるソフトボール競技の各種大会及び会合の主催・主管又は後援
- (2) 各種ソフトボール競技の兵庫県大会等への加古川市代表チームの選手派遣
- (3) 公式ソフトボール規則の研修
- (4) 公認ソフトボール審判員の育成
- (5) 公認ソフトボール記録員の育成
- (6) 広報活動の充実
- (7) ソフトボール競技の技術向上に関する研究指導
- (8) ソフトボール競技功労者及び優秀団体、選手等の表彰
- (9) その他、協会において必要と認めた事項

第3章 役員

第6条 協会に次の役員を置く。

会 長	1名	常任理事	若干名
副 会 長	若干名	理 事	若干名
参 与	若干名	監 事	若干名
理 事 長	1名		
副理事長	若干名		

第7条 会長及び副会長は、理事会において推挙する。

第8条 理事長、副理事長及び常任理事は理事の互選により選出する。但し、審判長は常任理事とする。

- 第9条 理事は協会を組織する者の中から選出する。但し、記録長及び副審判長は理事とする。
- 第10条 会長は理事会の承認を得て、学識経験者の中から理事を委嘱することができる。
- 第11条 監事は理事会において選出し、会長はこれを委嘱する。
- 第12条 会長は協会を代表して会務を統括する。
- 第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 第14条 理事長は理事会の議決に基づき、協会の業務を掌握する。
- 第15条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- 第16条 常任理事は常任理事会を組織し、協会の常務を執行する。
- 第17条 理事は理事会を組織し、協会の業務を執行する。
- 第18条 監事は、会計事務を監査する。
- 第19条 会長は理事会の承認を得て、名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。
- 2 名誉会長は協会の重要事項について、会長に意見を述べることができる。
 - 3 顧問及び参与は、会長、常任理事会並びに理事会の諮問に応じる。
- 第20条 協会に事務局を置く。
- 2 事務局は、局長、局員及び会計をもって構成する。
 - 3 局長、局員及び会計は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
 - 4 局長は、理事長の命を受け協会の事務を主宰する。
 - 5 会計は、協会の会計事務を処理する。
- 第21条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは理事会の承認を得て会長がこれを補充し、補充役員任期は前任者の残務期間とする。役員はその任務が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第4章 会 議

- 第22条 総会は、協会の最高決議機関である。
- 2 総会は、毎年1回以上開催する。
 - 3 総会は、会長が招集し、役員承認、協会の事業計画及び予算・決算、その他重要事項を審議する。
- 第23条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事及び事務局長をもって構成し、会長が招集する。但し、理事長が必要と認めるとき又は常任理事会で要請のあった時は、招集しなければならない。
- 2 理事会は、総会の議案に関する事項の提案及び協会の運営に関する重要事項を審議執行する。
- 第24条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び事務局長をもって構成し、必要と認められる時に理事長が招集する。

- 2 常任理事会は、事業の運営方針を審議決定する。
- 3 常任理事会は、緊急事項については理事会に代わって決定することができる。但し、その場合は次の理事会に報告するものとする。

第 25 条 すべての会議は当該役員等の過半数が出席しなければ開会することができない。但し、会議に出席できない者は権限一切の代行を委任することができる。

第 26 条 会議の議決は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 5 章 会 計

第 27 条 協会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 公共団体等により交付される助成金
- (2) 加盟金及び諸会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他

第 28 条 協会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 6 章 規 約 の 変 更

第 29 条 本規約の条項は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

第 7 章 補 則

第 30 条 本規約のほか、必要な事項は理事会の議を経て会長が別にこれを定める。

附 則

1. この規約は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規約は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

加古川ソフトボール協会慶弔規定

1. 会員が死亡のとき

香料 10,000円 と 弔電

1. 会員の実父母・配偶者及び子供が死亡のとき

香料 5,000円 と 弔電

1. 会員の同居する義父母が死亡のとき

香料 3,000円 と 弔電

1. 会員が長期（約1ヶ月）にわたり入院が必要となる病気になったとき

見舞金 5,000円

1. お祝い金

結婚祝 5,000円 と 祝電

出産祝 3,000円

1. 上記に掲げるものの他、必要と認められるときは会長がこれを決定する。